

# 組合員さまの皆様へ 新しい保険法がスタートします！

あいおい損害保険株式会社

2010年4月1日から、新しい保険法がスタートします。  
これまでの保険に関する商法の規定を変更し、単独の法律として制定し現代社会に合った内容にするとともに、保険契約者の保護が図られています。詳細につきましては、以下にご案内申し上げます。

## 1. 保険法の改正に概要について

これまで

保険法 = 商法〔第2編第10章「保険」の規定など〕

新しい保険法

- ・商法から独立した「保険法」（単行法）として制定
- ・内容を大幅に見直し

- 第169回通常国会において、「保険法」が成立しました。（平成20年法律第56号）
- 従来は、「保険法」とは、「商法」第2編商行為第10章・第3編海商第6章の「保険」に関する規律を指すものでした。
- 今回の改正では、商法から独立した「保険法」とし、保険契約者保護の観点等から内容も大幅に見直ししています。
- 保険会社に対する監督法規である「保険業法」は、今回の改正の直接の見直し対象で

## 2. 改正の背景と基本方針について

### (1) 見直しの背景

- 保険法は、約100年間、実質的な改正が行われておらず、表記も片仮名・文語体のままでした。
- 他方、民事ルールを定める法律の整備の流れがありました（民法の現代語化、会社法の制定等）。

### (2) 見直しの基本方針

- 保険契約の関係者間のルールを現代社会に合った適切なものとする。
- 民事ルールを定める法律として、分かりやすい表現により現代語化を行う。

## 3. 改正ポイント

（団体傷害保険・団体ゴルフ保険共通）

### ① 保険給付の履行期について

- 保険金の支払時期の規定が新設されます。
    - 原則として、保険金の「請求（手続）完了日」（保険金支払に必要な事項の確認を行なうため当社がお客様に提出を求める書類が揃った日）から**30日以内**に保険金をお支払します。
    - 特別な照会・調査が不可欠なため支払期限を延伸する場合は、被保険者に通知します。
- これにより、適正な保険金支払のために不可欠な調査に要する時間的猶予は保険会社に認められていますが、その調査に必要な合理的な期間が経過した後は保険会社は遅滞の責任を負うこととなります。ただし、保険契約者または被保険者が正当な理由なく、保険会社の調査を妨げたり、調査に応じなかったりした場合には、保険会社は遅滞の責任を負いません。

### ② 賠償責任保険契約における先取特権について

- 被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように賠償責任保険契約について特別の先取特権の制度が導入されます。
    - 「先取特権」とは、特定の債権について優先弁済権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を与えるものです。
- 現行商法下では、事故発生後に賠償責任保険の被保険者（加害者）が破産した場合に、被害者（損害賠償請求者）は他の一般債権者と同様に扱われ、必ずしも被害者の確実な救済が図られるとは限りませんでした。そこで、保険法では、賠償責任保険の被害者に保険金請求権の先取特権を与えています。

### ③重大事由解除の新設について

- 保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定が新設されました。これにより、故意、詐欺、保険会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できることとなりました。
- 保険会社が契約を解除できる場合は以下の通りです。
  - ① 故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと
  - ② 保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ③ 上記のほか、保険会社の保険契約者等に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じ

### 4. 保険法施行に伴う適用時期について

- 保険法全般は、原則、施行日（平成22年4月1日）以後に締結された契約に適用されますが、上記改正ポイントにある①～③の各項目については保険法施行日以前に締結された契約であっても、施行日以後に発生した事故・場合には適用されます。